

（警音器）

**第六十九条** 平成十五年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十四条の規定並びに細目告示第二百五十条、第二百六十六条及び第二百八十二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 原動機付自転車（付随車を除く。）には、警音器を備えなければならない。
  - 二 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。
    - イ 警音器の音の大きさ（二以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、原動機付自転車の前方二メートルの位置において百十五デシベル以下九十デシベル以上（最高速度二十キロメートル毎時未満の原動機付自転車に備える警音器にあっては、百十五デシベル以下の適當な大きさ）であること。
    - ロ 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。
    - ハ 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
  - 三 原動機付自転車には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため原動機付自転車が右左折、進路の変更若しくは後退するときにその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盜難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。
- 2 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十四条第二項及び第三項の規定並びに細目告示第二百五十条、第二百六十六条及び第二百八十二条の規定にかかわらず、警音器は、適當な音響を発するものであればよい。